

# どうする？交通事故の加害者 になってしまったら…

2024/11/9



交通事故を起こしてしまった加害者には、道路交通法により定められている3つの義務があります。義務を怠った場合、5年以下の懲役または50万円以下の罰金を受けることも。



事故で気が動転していると思うけど、気持ちをしっかりもってやるべきことをやらないとね。

- ①救護義務（負傷者を助ける）…救急車を呼ぶ。救命措置を行う。
- ②報告義務（警察への連絡）…軽微な事故、負傷していないように見える場合でも必ず。
- ③危険防止義務（道路の安全確保）…発煙筒や停止表示器材の設置。後続車の誘導。



救護義務や報告義務を怠ると「ひき逃げ」と見なされます。相手が「軽傷だから大丈夫。」と言っても、のちに悪化し、保険金の請求等でトラブルになる場合もあるので、必ず報告しましょう。



まずは、保険会社に連絡して対応の仕方を聞くのがいいわよね。全教自動車保険では、代理店の職員が丁寧にアドバイスしてくれるわよ。

\*「連絡先の共有」「現場の写真撮影」もしておきましょう。



事故現場での初期対応が済み次第、保険会社（代理店）に事故状況の詳しい報告をしましょう。

- ①契約者・被保険者の氏名、住所、電話番号、②保険証券の番号、
- ③事故発生の年月日、時間、④事故発生の場所、⑤事故の原因及び状況、
- ⑥警察への届出の有無、⑦双方の車両の損傷の程度及び双方の負傷の程度、
- ⑧病院名などを聞かれると思いますが、あわてず落ち着いて答えましょう。



その場で示談を成立させるのはやめましょう。トラブルの原因となります。保険会社からの支払いを受け取れない場合も。

## 加害者が負う3つの責任



加害者は、法律で定められている民事上の責任、刑事上の責任、行政上の責任という3つの責任を負うことになります

### ①民事上の責任とは

交通事故の被害者に何らかの損害が発生した場合、加害者は被害者が負った損害を金銭で賠償する責任があります。損害賠償額は、実際の怪我に対する治療費のほか、交通費、介護費等、精神的苦痛に対する慰謝料、休業損害や逸失利益などを総合的に算定します。

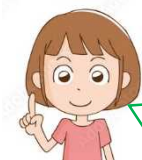
損害賠償は、強制保険とも呼ばれている「自賠責保険」より支払われます。自賠責保険の支払いだけでは不十分な場合、任意保険から保険会社が補ってくれるため加害者自身が自己負担する必要はありません。

### ②刑事上の責任とは

刑事上の責任とは、交通事故により他人の生命・身体を侵害した者が、法律により刑事罰に服する責任です。執行猶予付きの判決であっても、有罪になると**教職員は失職**となります。



全教自動車保険の優れているのは、**教職員の失職を防ぐための対応**をするという点です。一般の損保は行いません。まさに、教職員のために特化した自動車保険といえるでしょう。



教職員を起訴させない。起訴されても情状酌量を追求する。そういう取り組みを保険会社、代理店、弁護士さんが一体となっていくのが全教自動車保険。これが「**教職員の身分を守る保険**」って意味なのね。

### ③行政上の責任

行政上の処分では、運転免許証の停止及び取消、反則金や点数の加点が行われます。



被害者や被害者家族へは誠意のある謝罪をしましょう。保険会社がすべてやるから丸投げして何もなくていいということはありません。保険会社はあくまで事故処理の代行で賠償金の示談交渉などを代行に行うものであって、被害者心理からすると誠意のある謝罪が加害者本人からあるかないかで心情が大きく変わります。特に起訴案件になりそうな時ほど必要な行動です。

(問い合わせ) エミール企画 0120-74-1856